

## 第1回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和4年8月8日(月) 15時01分～18時56分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

### 4 議 題

- (1) 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規定の改正について
- (2) 金額審議について
- (3) その他

### 5 議事概要

- (1) 事務局から山口地方最低賃金審議会専門部会運営規定の改正について提案がなされ、審議の結果、改正案のとおり決議された。
- (2) 事務局から最低賃金と生活保護費との比較に関する説明を行い、令和3年度発効の山口県最低賃金額が生活保護費を下回っていないことが確認された。
- (3) 労働者側から
  - ・ 2021連合リビングウェイジによると、山口県は時間額980円となるので、山口県最低賃金額857円と比較すると123円の開きがある。この金額は昨年12月に改定されたもので、昨今の物価上昇は反映されていないものである。
  - ・ 最近の急激な物価上昇は全国及び山口県の消費者物価指数に具体的に表れており、特に生活必需品的な物価の大幅な上昇となっている。  
今後も多く品目について値上げの見通しであり、早期に時間額980円に到達しなければならない。
  - ・ 目安額30円とした場合の影響率は16.6%で、昨年並みの影響率である。昨年並みの労働者に対して影響を与えることができることは非常に重要であるとの認識である。
  - ・ 意見陳述の中で述べられた時給1,500円の早期実現の要請については、急激な金額引上げによる中小、零細企業に与える影響は大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であるとの認識である。

- 早期に時間額980円を目指すにしても、地域間格差の是正に努めるためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。
- 意見陳述の中で、年間2,000時間働いても、年収200万円に満たない労働者の話があったが、最低賃金近傍で働く方にとっては死活問題であり、悲痛な叫びと受け止めている。
- 今年度の引上げ額は目安額30円に11円加えた41円として提示する。11円については、山口県最低賃金にかかる令和2年度に他県と開いた差1円、今年度のA、Bランクとの目安額の差1円、福岡県最低賃金額との格差是正として7円を算定したら9円に、2021リビングウエイジで示された金額980円を3年かけて到達すると年41円を継続的に引き上げる必要があるため、残りの2円を計上したものである。

との主張がされた。

#### (4) 使用者側から

- 地域別最低賃金については、基本的には最低賃金法第9条に基づく3要素について、各調査、データに基づいて決定されるべきものである。
- 平成27年からの生計費、あるいは労働者の賃金の推移と比較すると、これらを大幅に上回る最低賃金が毎年決定されている。この結果は、いわゆる時々の事情という施策的な配慮が反映されたものであり、支払い能力を超えるような大幅な賃金引上げがなされたことで、小規模、零細事業者に、過度の負担を強いてきている。
- 最低賃金の引上げ根拠については、賃金改定状況調査第4表の1.6%もあるが、本県における300人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が1.96%であり、本県固有のデータであるこの数値を用いた金額17円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。
- 物価の大幅上昇が最低賃金引上げの根拠と聞くが、過去、消費者物価指数が上がっていない中でも、最低賃金は上がってきている。

また、日銀によれば悪い物価上昇ということで、突発的な事象による物価上昇ということであり、最低賃金引上げの根拠になるか疑義もある。

物価上昇については、中小規模事業者が価格転嫁できていないため深刻な影響を受けている。

- 中小規模事業者の状況について月次景況調査結果の各指数を見ると、大幅に

マイナスであり、コロナ前に戻り切っていない。

価格転嫁ができたところは4分の1、昨年度の引上げは30%が影響ありと回答し、さらに引上げ額に対する影響率は16.9%を超えている。また、この引上げが賃金あるいは雇用に影響しているとの結果も出ており、仮に今年、最低賃金が3%の引上げがなされた場合に約半数の経営への影響があるといった回答であった。

- ・ 賃金引上げに関する生産性向上の施策については設備投資を伴うが、多くの中小規模事業者は設備投資を行う余裕はなく、助けにはならない。

との主張がされた。

(5) 具体的な金額については、次回以降の継続審議となった。

令和4年度

第1回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会

令和4年8月8日（月） 15時から

山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程の改正について
- 2 金額審議について
- 3 その他

## 資 料 目 次

- 1 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程（改正案）
- 2 山口県最低賃金額と生活保護費の比較について

## 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程（改正案）

### （目 的）

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### （会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、山口労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山口労働局長に通知するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

### （委員の欠席）

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

### （会議における発言）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第4条の2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第5条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名~~するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

- 第6条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、山口地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営規程に関し必要な事項は、協議のうえ部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年〇月〇日から施行する。

## 山口県最低賃金額と生活保護費の比較について

### 1 山口県最低賃金額（令和3年10月1日改定分）

- (1) 比較する最低賃金額は1時間857円。
- (2) 生活保護費は月額であるため、最低賃金額に1月の所定労働時間である173.8時間(40時間/週×52.14週/年÷12か月)を乗じることにより月額換算をしている。
- (3) 生活保護費には税金等がかからず、最低賃金額から税・社会保険料等を控除した手取り額と比較する必要があるため、可処分所得割合は0.817(前年度と同数値)を乗じて算出している。
- (4) 最低賃金額の計算式は「 $857 \times 173.8 \times 0.817$ 」になり、計算結果は121,689円となる。

### 2 山口県における生活保護費（令和2年10月改定分）

- (1) 若年単身(18~19歳、単身世帯)を対象として算出
- (2) 生活保護費は「生活扶助基準(第1類費及び第2類費基準額の合算額+第2類費冬季加算+期末一時扶助費)+住宅扶助実績値」で算出している。
- (3) 第1類費、第2類費及び期末一時扶助費については、地域によって金額が相違しているため、人口加重平均で算出している。
- (4) 第1類費及び第2類費の合計額
  - 2級地—1 : 71,460円、2級地—2 : 71,460円
  - 3級地—1 : 68,430円、3級地—2 : 66,940円
- (5) 人口加重平均は、令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町別の人口を基に集計した。
  - 1級地 : 0人
  - 2級地—1 : 449,017人(下関市、山口市)
  - 2級地—2 : 543,214人(宇部市、防府市、岩国市、周南市)
  - 3級地—1 : 329,633人(萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、和木町、田布施町、平生町)
  - 3級地—2 : 20,195人(周防大島町、上関町、阿武町)
- (6) 冬季加算地区はⅥ区
  - 加算額 : 2,630円
  - 加算される期間 : 5ヶ月間
- (7) 期末一時扶助(対象期間は1か月間)
  - 2級地—1 : 12,880円、2級地—2 : 12,250円
  - 3級地—1 : 11,610円、3級地—2 : 10,970円
- (8) 住宅扶助実績値は「令和元年度被保護者調査 年次調査(個別調査)」のデータを使用し、1世帯当たりの住宅扶助の値となる。

また、山口県においては、下関市における当該値が独自に定められているため、

世帯加重平均で算出している。

山口県（下関市除く）： 17,467.4 円（7,072 世帯）

下関市：18,720 円（2,702 世帯）

（9）計算結果、生活保護費は 90,581 円となる。

### 3 山口県最低賃金額と生活保護費との比較

山口県最低賃金額—生活保護費=121,689—90,581=31,108 円

この結果、山口県最低賃金額が生活保護費を上回っていることが明らかになったものである。

令和4年度 山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	あかな やすひろ 赤 穴 泰 博	元 山口朝日放送株式会社顧問
	こばやし とものり 小 林 友 則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	はましま きよし 濱 島 清 史	国立大学法人山口大学経済学部教授
労働者代表委員	とみた ひろゆき 富 田 博 之	パナソニック デバイス労働組合 山口支部 支部執行委員長
	やまもと あきひろ 山 本 章 宏	U Aゼンセン山口県支部長
	よこやま たかし 横 山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
使用者代表委員	あ の てつお 阿 野 徹 生	山口県経営者協会専務理事
	おくだ ひろし 奥 田 宏	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂 本 竜 生	山口県中小企業団体中央会専務理事

(敬称略・50音順)

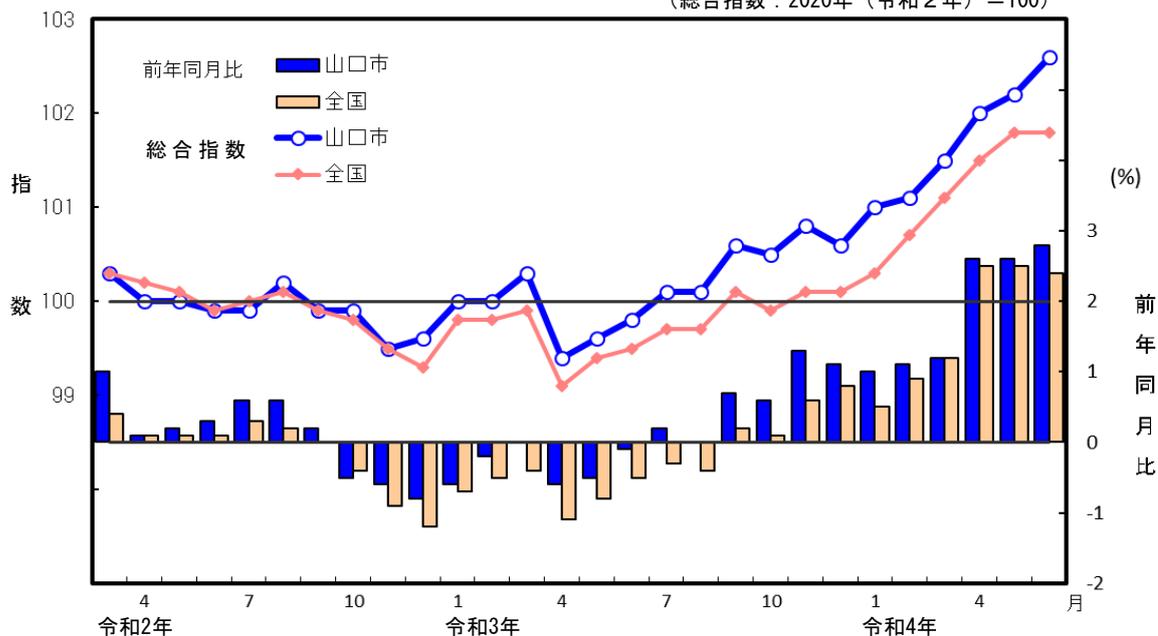
# 山口市消費者物価指数

令和4年6月

	山口市			全国		
	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比
総合指数	102.6	0.4%	2.8%	101.8	0.0%	2.4%
生鮮食品を除く総合	102.4	0.4%	2.6%	101.7	0.1%	2.2%
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	99.5	0.1%	0.6%	99.1	△0.1%	0.2%

## 総合指数の推移

（総合指数：2020年（令和2年）=100）



統計は 一人ひとりの参加から



総合企画部  
統計分析課

（利用上の注意） この資料は総務省統計局による公表の内容とその詳細を収録したものである。

(白紙ページ)

【概況】 令和4年6月 山口市の消費者物価指数 (2020年(令和2年)=100)

- 総合指数は102.6  
前月と比べると0.4%の上昇、前年同月と比べると2.8%の上昇となった。
- 生鮮食品を除く総合指数は102.4  
前月と比べると0.4%の上昇、前年同月と比べると2.6%の上昇となった。

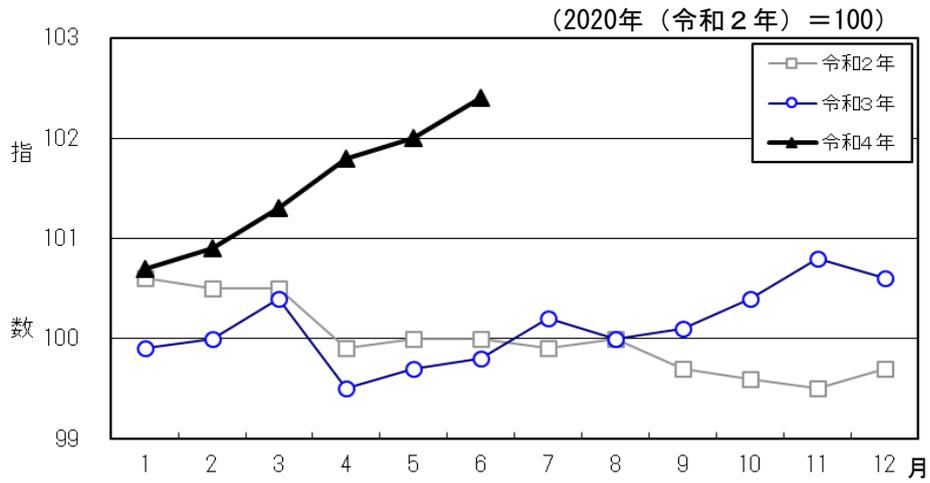
【10大費目別指数の動き】

費目	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
総合	0.4		2.8	
食料	0.9		4.2	油脂・調味料の値上がり
住居	0.3		1.5	
光熱・水道	0.4		12.0	電気代の値上がり
家具・家事用品	1.7		7.8	家庭用耐久財の値上がり
被服及び履物	-0.2		1.0	
保健医療	0.1		-0.8	
交通・通信	0.3		-0.1	
教育	0.0		0.4	
教養娯楽	-0.6		1.7	
諸雑費	0.2		1.4	
生鮮食品	-0.4		6.0	生鮮魚介の値上がり

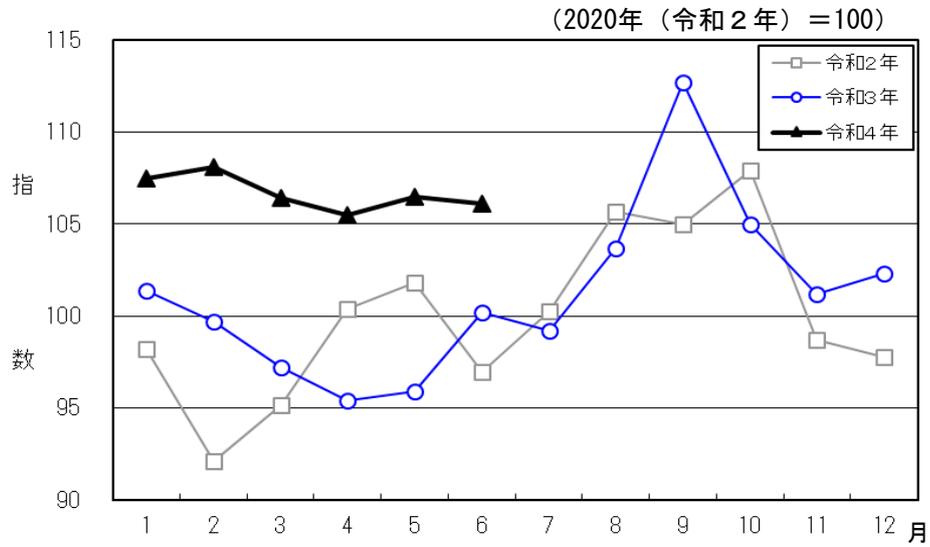
【総合指数に寄与した主な内訳】

	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
上昇	4.1	家庭用耐久財	17.7	電気代
	7.2	果物	15.5	家庭用耐久財
下落	-1.0	教養娯楽サービス	-1.8	保健医療サービス
	-0.7	衣料	-11.3	通信

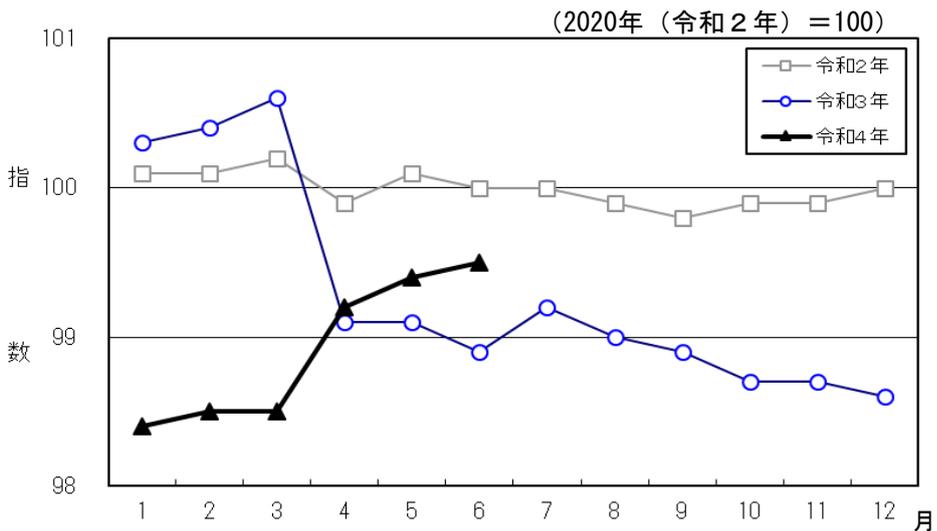
＜＜生鮮食品を除く総合＞＞の動き



＜＜生鮮食品＞＞の動き



＜＜食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合＞＞の動き



総 合 指 数 等 の 推 移

2020年（令和2年）=100

年平均	山口市				全 国				
	総合指数	前年比 (%)	生鮮食品を 除く総合指数	前年比 (%)	総合指数	前年比 (%)			
平成 24年	94.1	-0.2	94.9	-0.1	94.5	0.0			
25	94.0	0.0	94.8	0.0	94.9	0.4			
26	96.6	2.7	97.3	2.5	97.5	2.7			
27	97.3	0.7	97.7	0.5	98.2	0.8			
28	97.3	0.0	97.6	-0.2	98.1	-0.1			
29	97.8	0.5	98.2	0.6	98.6	0.5			
30	98.9	1.1	99.1	1.0	99.5	1.0			
令和 元	99.8	0.9	100.1	0.9	100.0	0.5			
2	100.0	0.2	100.0	-0.1	100.0	0.0			
3	100.2	0.2	100.1	0.1	99.8	-0.2			
年・月	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比(%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比(%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比(%)
3年 6月	99.8	0.3	-0.1	99.8	0.1	-0.2	99.5	0.1	-0.5
7月	100.1	0.3	0.2	100.2	0.4	0.2	99.7	0.2	-0.3
8月	100.1	0.0	0.0	100.0	-0.2	0.0	99.7	0.0	-0.4
9月	100.6	0.4	0.7	100.1	0.1	0.4	100.1	0.4	0.2
10月	100.5	0.0	0.6	100.4	0.2	0.7	99.9	-0.2	0.1
11月	100.8	0.2	1.3	100.8	0.4	1.2	100.1	0.2	0.6
12月	100.6	-0.1	1.1	100.6	-0.2	0.9	100.1	0.0	0.8
4年 1月	101.0	0.3	1.0	100.7	0.2	0.8	100.3	0.3	0.5
2月	101.1	0.2	1.1	100.9	0.1	0.8	100.7	0.4	0.9
3月	101.5	0.3	1.2	101.3	0.4	0.9	101.1	0.4	1.2
4月	102.0	0.5	2.6	101.8	0.5	2.3	101.5	0.4	2.5
5月	102.2	0.2	2.6	102.0	0.2	2.3	101.8	0.3	2.5
6月	102.6	0.4	2.8	102.4	0.4	2.6	101.8	0.0	2.4

山 口 市

		総 合	持家の帰 属家賃を 除く総合	食 料	生鮮食品	住 居		
指             数	令和	元年平均	99.8	99.7	97.4	93.2	99.0	
		2年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		3年平均	100.2	100.2	100.7	101.1	101.0	
		3年	6月	99.8	99.8	100.5	100.2	101.2
			7月	100.1	100.2	100.2	99.2	101.1
			8月	100.1	100.2	100.8	103.7	101.0
			9月	100.6	100.7	102.4	112.7	101.0
			10月	100.5	100.6	101.9	105.0	101.1
			11月	100.8	100.9	102.3	101.2	101.1
			12月	100.6	100.7	102.4	102.3	101.2
		4年	1月	101.0	101.1	103.5	107.5	101.2
			2月	101.1	101.3	102.8	108.1	101.2
			3月	101.5	101.7	103.4	106.4	101.2
			4月	102.0	102.2	103.4	105.5	102.4
			5月	102.2	102.5	103.9	106.5	102.4
		6月	102.6	103.0	104.8	106.1	102.7	
前             月             比             (%)		3年	6月	0.3	0.3	1.1	4.4	0.1
			7月	0.3	0.4	-0.3	-1.0	-0.1
			8月	0.0	0.0	0.6	4.5	0.0
			9月	0.4	0.5	1.5	8.7	0.0
			10月	0.0	0.0	-0.5	-6.8	0.0
			11月	0.2	0.3	0.3	-3.6	0.0
			12月	-0.1	-0.2	0.1	1.2	0.1
		4年	1月	0.3	0.4	1.1	5.0	0.0
			2月	0.2	0.2	-0.6	0.6	0.0
			3月	0.3	0.4	0.5	-1.6	0.1
			4月	0.5	0.5	0.1	-0.8	1.2
			5月	0.2	0.3	0.4	0.9	0.0
			6月	0.4	0.4	0.9	-0.4	0.3
	前             年             同             月             比             (%)	令和	元年平均	0.9	1.0	1.3	-0.9	0.9
			2年平均	0.2	0.3	2.6	7.2	1.0
		3年平均	0.2	0.2	0.7	1.1	1.0	
		3年	6月	-0.1	-0.1	0.8	3.3	1.1
			7月	0.2	0.2	0.3	-1.1	1.1
			8月	0.0	0.0	0.0	-1.9	1.0
			9月	0.7	0.8	2.1	7.3	1.0
			10月	0.6	0.7	0.8	-2.8	1.1
			11月	1.3	1.5	2.5	2.5	0.9
			12月	1.1	1.2	3.2	4.6	0.9
		4年	1月	1.0	1.2	3.7	6.0	0.3
			2月	1.1	1.3	3.2	8.5	0.4
			3月	1.2	1.3	4.0	9.5	0.4
			4月	2.6	2.9	4.2	10.6	1.3
			5月	2.6	3.0	4.5	11.1	1.3
		6月	2.8	3.2	4.2	6.0	1.5	

10 大 費 目 指 数

2020年(令和2年) = 100

光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
102.2	99.5	100.3	100.0	100.5	108.6	100.1	102.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
101.1	104.5	99.9	101.1	96.8	99.5	101.0	100.6
100.8	104.2	100.1	101.5	95.5	99.6	100.3	100.3
101.7	104.6	100.2	101.4	96.6	99.6	101.6	100.5
102.0	103.8	99.3	101.4	95.7	97.7	102.1	100.9
102.9	104.3	101.1	101.3	95.8	99.6	100.9	100.4
104.0	104.6	101.2	101.1	95.3	99.6	101.4	101.1
105.2	105.7	101.5	101.3	95.4	99.6	101.2	101.1
106.2	104.8	100.5	101.2	94.5	99.6	101.1	101.3
107.7	104.3	98.8	101.2	94.8	99.6	101.1	101.1
109.9	103.9	98.9	101.1	95.3	99.6	101.9	101.5
111.9	104.9	98.8	100.9	95.5	99.7	101.5	101.7
112.2	108.8	100.7	100.6	95.3	100.0	102.2	101.5
112.5	110.5	101.4	100.7	95.1	100.0	102.6	101.6
113.0	112.4	101.2	100.7	95.4	100.0	102.0	101.7
0.8	-0.8	-0.1	0.1	0.1	0.0	-0.9	-0.1
0.9	0.3	0.0	-0.2	1.1	0.0	1.3	0.2
0.3	-0.8	-0.8	0.1	-0.8	-1.9	0.5	0.4
0.9	0.5	1.8	-0.2	0.1	1.9	-1.2	-0.5
1.1	0.2	0.1	-0.2	-0.5	0.0	0.4	0.7
1.2	1.1	0.3	0.2	0.1	0.0	-0.2	-0.1
0.9	-0.9	-1.0	-0.1	-1.0	0.0	-0.1	0.2
1.4	-0.5	-1.7	0.0	0.4	0.0	0.1	-0.2
2.1	-0.3	0.1	-0.1	0.5	0.0	0.7	0.4
1.8	0.9	-0.1	-0.1	0.3	0.1	-0.3	0.2
0.3	3.8	1.9	-0.4	-0.2	0.3	0.7	-0.2
0.3	1.5	0.7	0.1	-0.2	0.0	0.4	0.1
0.4	1.7	-0.2	0.1	0.3	0.0	-0.6	0.2
1.7	1.4	3.1	0.7	-0.8	-2.2	2.8	-0.5
-2.2	0.5	-0.3	0.0	-0.5	-7.9	-0.1	-2.7
1.1	4.5	-0.1	1.1	-3.2	-0.5	1.0	0.6
-0.4	3.7	0.2	1.4	-3.7	0.0	-0.2	0.2
1.3	5.1	1.9	1.2	-3.2	0.0	1.1	0.4
2.3	4.3	1.0	1.2	-4.5	-1.9	2.2	1.0
4.2	3.5	-0.3	1.5	-4.2	0.0	2.4	1.0
6.6	4.1	0.3	1.1	-4.2	0.0	3.2	0.6
8.4	4.6	0.1	2.0	-3.8	0.0	3.1	0.9
9.5	0.7	0.8	1.8	-5.7	0.0	3.2	1.2
11.1	0.4	2.7	1.5	-5.4	0.0	0.9	0.8
13.2	0.8	1.4	0.3	-5.2	0.0	1.4	1.1
14.7	0.5	-0.9	-0.2	-5.5	0.0	0.7	1.3
14.1	2.7	0.2	-0.6	0.0	0.4	1.1	1.2
12.5	5.2	1.2	-0.7	-0.3	0.4	1.4	1.1
12.0	7.8	1.0	-0.8	-0.1	0.4	1.7	1.4

山 口 市

費 目	ウヱ卜	令和4年	令和 4 年 6 月		
		5 月	指 数	前 月 比 (%)	前年同月比 (%)
総合	10,000	102.2	102.6	0.4	2.8
食料	2,538	103.9	104.8	0.9	4.2
穀類	196	101.2	102.4	1.3	1.7
魚介類	189	104.8	108.6	3.7	6.1
生鮮魚介	112	107.0	112.3	4.9	9.9
肉類	282	102.2	109.4	7.0	6.5
乳卵類	124	102.3	102.9	0.6	4.1
野菜・海藻	240	108.1	102.3	-5.4	4.2
生鮮野菜	157	108.1	99.2	-8.3	3.5
果物	92	101.8	109.1	7.2	4.6
生鮮果物	86	102.9	110.8	7.7	5.0
油脂・調味料	122	106.8	107.8	0.9	7.1
菓子類	251	102.5	103.9	1.3	5.9
調理食品	338	107.2	105.5	-1.6	5.5
飲料	162	100.7	100.6	-0.1	-0.2
酒類	120	100.4	100.0	-0.4	-0.3
外食	420	103.7	104.0	0.3	3.0
住居	1,748	102.4	102.7	0.3	1.5
家賃	1,387	99.6	99.5	0.0	-0.5
設備修繕・維持	361	113.1	114.8	1.5	9.0
光熱・水道	702	112.5	113.0	0.4	12.0
電気代	380	118.0	118.5	0.4	17.7
ガス代	122	109.6	109.8	0.1	10.3
他の光熱	26	131.1	134.5	2.6	16.4
上下水道料	174	100.0	100.0	0.0	0.0
家具・家事用品	383	110.5	112.4	1.7	7.8
家庭用耐久財	121	116.7	121.4	4.1	15.5
室内装備品	20	105.7	101.9	-3.6	7.7
寝具類	22	117.3	117.3	0.0	9.7
家事雑貨	77	109.0	110.4	1.3	4.9
家事用消耗品	109	105.5	106.3	0.8	3.2
家事サービス	33	106.6	106.6	0.0	0.0
被服及び履物	373	101.4	101.2	-0.2	1.0
衣料	155	101.4	100.7	-0.7	0.9
和服	13	98.8	98.8	0.0	-1.2
洋服	141	101.7	100.9	-0.8	1.1
シャツ・セーター・下着類	116	102.7	102.9	0.2	1.5
シャツ・セーター類	83	102.6	102.8	0.2	1.8
下着類	33	103.0	103.1	0.1	0.6
履物類	51	99.2	99.2	0.0	3.1

## 中分類指数

2020年（令和2年）=100

費目	ウエト	令和4年	令和4年6月		
		5月	指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)
他の被服	36	97.5	97.7	0.2	-4.0
被服関連サービス	16	107.4	107.4	0.0	4.2
<b>保健医療</b>	<b>475</b>	<b>100.7</b>	<b>100.7</b>	<b>0.1</b>	<b>-0.8</b>
医薬品・健康保持用摂取品	119	101.6	101.9	0.3	-0.2
保健医療用品・器具	98	106.5	106.4	-0.1	1.0
保健医療サービス	258	98.0	98.0	0.0	-1.8
<b>交通・通信</b>	<b>1,901</b>	<b>95.1</b>	<b>95.4</b>	<b>0.3</b>	<b>-0.1</b>
交通	110	100.5	99.7	-0.8	-0.8
自動車等関係費	1,346	104.6	105.1	0.5	2.5
通信	446	65.0	65.0	0.0	-11.3
<b>教育</b>	<b>249</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>
授業料等	149	98.9	98.9	0.0	0.3
教科書・学習参考教材	11	104.4	104.4	0.0	4.2
補習教育	88	101.3	101.3	0.0	0.0
<b>教養娯楽</b>	<b>916</b>	<b>102.6</b>	<b>102.0</b>	<b>-0.6</b>	<b>1.7</b>
教養娯楽用耐久財	89	100.3	100.4	0.1	2.6
教養娯楽用品	228	102.8	102.7	-0.1	3.0
書籍・他の印刷物	101	103.2	102.9	-0.3	1.9
教養娯楽サービス	498	102.8	101.8	-1.0	1.0
<b>諸雑費</b>	<b>715</b>	<b>101.6</b>	<b>101.7</b>	<b>0.2</b>	<b>1.4</b>
理美容サービス	113	99.9	99.9	0.0	0.0
理美容用品	189	99.1	98.9	-0.2	0.7
身の回り用品	57	103.6	106.2	2.5	9.3
たばこ	42	113.5	113.5	0.0	6.3
他の諸雑費	314	101.6	101.7	0.0	0.3
生鮮食品（注1）	354	106.5	106.1	-0.4	6.0
生鮮食品を除く総合	9,646	102.0	102.4	0.4	2.6
持家の帰属家賃を除く総合	8,856	102.5	103.0	0.4	3.2
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	8,501	102.3	102.8	0.5	3.1
エネルギー（注2）	802	119.8	120.9	1.0	14.6
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	6,781	99.4	99.5	0.1	0.6
教養娯楽関係費	940	102.5	101.9	-0.7	1.8
情報通信関係費	522	71.3	71.3	0.0	-9.5

（注1）生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

（注2）電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン